

# いばらきネットモニターの手引き

茨城県総務部知事公室報道・広聴課

## 目 次

1	いばらきネットモニター制度などの県が行う広聴事業の目的	1
2	いばらきネットモニターの資格要件等	1
3	いばらきネットモニターの活動	
	(1) 県が実施するアンケート調査への協力	1
	アンケートの回答手順	2
	(2) 県政について理解を深める	6
4	アンケートの回答に対する謝礼	7
5	いばらきネットモニターの禁止行為	7
6	個人情報の取り扱い	7
7	費用負担	7
8	よくあるお問い合わせ	8
	Q 1 登録したメールアドレスを忘れてしまいました。どうすればいいですか？	
	Q 2 メールアドレスや職業等を変更しました。どうすればいいですか？	
	Q 3 モニターをやめたい場合、又はモニターの資格要件を満たさなくなった場合、 どうすればいいですか？	

## 1 いばらきネットモニター制度などの県が行う広聴事業の目的

いばらきネットモニター制度は、昨今の急速なインターネットの普及を踏まえ、インターネットを活用して県政に関するアンケート調査を行うことにより、皆さまのご意見やニーズを把握し、施策等へ反映させることを目的としています。

県では、このいばらきネットモニター制度のほか、住民提案やネットリサーチ等の各種広聴事業を実施しており、これらの広聴事業を通して、皆さまのご意見を県政に反映していくことや、県の施策についての皆さまのご理解を深めていただくことで、県民参加の県政を推進しています。

## 2 いばらきネットモニターの資格要件等

- (1) 資格要件：満16歳以上で、インターネットを利用し、日本語で電子メールを扱える方。(ただし、議員及び市町村長、常勤の茨城県職員は除く。)
- (2) 定数：なし。※随時募集・随時登録。
- (3) 任期：なし。ただし、次の事由に該当するようになった場合は、規定により、登録を抹消させていただきます。
  - ①モニターの資格要件を満たさなくなったとき
  - ②「5 いばらきネットモニターの禁止行為」のいずれかに該当したとき
  - ③登録抹消の申し出があったとき
  - ④1年以上アンケートへの参加がないとき
  - ⑤電子メールの送付が不達の状態にあるとき

## 3 いばらきネットモニターの活動

### (1) 県が実施するアンケート調査への協力

県政に関する課題について、アンケートを通じてご意見をお聴きします。アンケートは、モニター全員を対象に行う場合と対象者を限定（地域別）して行う場合があります。

アンケートを実施する際は、報道・広聴課(kocho@pref.ibaraki.lg.jp)から電子メールを送付いたしますので、内容をご確認いただき、アンケートへのご協力をお願いいたします。

#### 1. アンケートへの回答方法

報道・広聴課(kocho@pref.ibaraki.lg.jp)からアンケート回答フォームにアクセスするURLが記載された電子メールをお送りしますので、定められた期日までに回答してください。

## 【アンケートの回答手順】

- ①登録したメールアドレスあてに、アンケート実施の案内メールが届きます。  
メールに記載されたURLをクリックし、アンケート画面を開いてください。

**【いばらきネットモニター】茨城県からアンケートのお知らせです！！**

茨城県総務部知事公室報道・広聴課 広聴・相談担当 <kocho@pref.ibaraki.lg.jp>

いばらきネットモニター各位

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、以下のアンケートにつきまして、いばらきネットモニターの皆さまからご意見をお伺いしたいと存じます。  
つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、次の事項をお読みの上、アンケートへの回答をお願いいたします。

- アンケート名  
「いばらきネットモニター」に関するアンケート（例）
- アンケートの実施期間  
○月○日（○）から○月○日（○）23時59分 まで
- アンケートの設問数  
10問（選択及び記述式）
- アンケートの回答方法  
このアンケートは、「いばらき電子申請・届出サービス」を使用しています。  
画面の指示に従い、必要事項を入力の上、ご利用願います。  
以下のURLをクリックして、アンケート回答フォーム画面

① こちら (URL) をクリック

【アンケート回答フォーム】  
[https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=9569](https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9569)

- ②アンケート回答フォームが表示されます（画面右上「ログイン・利用者登録」は不要）。

いばらき電子申請・届出サービス 【茨城県】

申請団体選択 申請書ダウンロード

ログイン  
利用者登録

② アンケート内容が表示

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

申込

選択中の手続き名：「いばらきネットモニター」に関するアンケート（例） 問合せ先 一閉じる

説明 このアンケートは、「いばらきネットモニター」に関する課題等を把握し、よりよい制度にするために実施するものです。  
受付時期 2022年1月25日15時02分～2022年1月25日23時59分

問い合わせ先 茨城県報道・広聴課広聴・相談担当（アンケート全般に関すること）  
電話番号 029-301-2140  
FAX番号 029-301-2169  
メールアドレス kocho@pref.ibaraki.lg.jp

- ③「登録したメールアドレス」を入力して、順番にアンケートに回答ください。  
なお、登録したメールアドレスは、アンケート実施の案内メールが届くメールアドレスです。

The screenshot shows a registration form with the following sections:

- メールアドレス 必須**  
登録しているメールアドレスを入力してください。登録しているメールアドレスを忘れてしまった方は、アンケート実施の案内メールの宛先に記載されているメールアドレスをご確認ください。  
※入力されたメールアドレスが、登録されているものと異なっている場合、ご自身が回答された回数としてカウントされませんので、ご注意ください。  
なお、登録内容（住所やメールアドレス等）に変更がある場合は、kocho@pref.ibaraki.lg.jpあてご連絡ください。  
メールアドレス
- 性別 必須**  
あなたの性別は  
 男性  
 女性
- 年齢層**  
あなたの年齢層は  
 16歳～19歳

An orange callout box contains the following text:

③ 登録したメールアドレスを入力  
※登録したメールアドレスではないメールアドレスを入力された場合、ご自身が回答された回数としてカウントされませんので、ご注意ください。  
また、P1「2 いばらきネットモニターの資格要件等」(3)④のとおり、「1年以上アンケートへの参加がない」とみなされると登録が解除されます。ご了承ください。

- ④全て回答し終わりましたら、「確認へ進む」をクリックしてください。

The screenshot shows a confirmation screen with the following elements:

- 入力文字数：0/200
- 本手続きでは、ブラウザから利用者のIPアドレスを取得します。本サービスを運用する構成団体（茨城県及び茨城県内の市町村）は、取得したIPアドレスを警察等の法的機関へ提供する場合があります。
- 上記をご理解頂けましたら、確認へ進んでください
- 
- 入力中のデータを一時保存
- 【申込データ一時保存の注意事項】
  - 一時保存データは、7日間電子申請システムに保存します。（7日を過ぎると削除されます）
  - 保存した申込の再開には、「利用者ログイン」または「パスコード」を入力する必要があります。
  - 「パスコード」は、一時保存完了画面に表示されます。忘れないように記録してください。
  - 申込の再開後に再度一時保存を行う場合、一時保存データは上書きされます。
- ④ こちら（確認へ進む）をクリック
- 「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。
-

◎ 【正しく入力できている場合】

申込確認画面が表示されます。内容に誤りが無いか、ご確認ください。

申込確認	
「いばらきネットモニター」に関するアンケート（例）	
○いばらきネットモニターID	（例：ksh345678）IDは英字3字＋数字6字の組み合わせです。abc123456
○性別	男性
○年齢層	20歳～29歳
○職業	その他
○居住地	（例：水戸市）水戸市
「いばらきネットモニター」に関するアンケート（例）	
問1	1 よく知っている →問2へお進みください
問2	5 インターネット
問3	3 わからない
問4	4 わからない・どちらでもない →問7へお進みください
問5	
問6	
問7	5 茨城県ホームページ
問8	6 茨城県公式SNS (Twitter・Facebook) , 7 茨城県広報紙「ひばり」

入力内容が表示

× 【入力内容に不備がある場合】

アンケート回答フォームが再度表示されます。不備（入力漏れ等）がある箇所が黄色く表示されますので、もう一度入力内容をご確認ください。

○職業 <b>必須</b>	
⚠️ ○職業は入力必須項目です。	
あなたの職業について、当てはまるものを1つ選んでください。	
<input type="radio"/>	会社員
<input type="radio"/>	自営業
<input type="radio"/>	団体職員
<input type="radio"/>	公務員
<input type="radio"/>	学生
<input type="radio"/>	主婦・主夫
<input type="radio"/>	無職
<input type="radio"/>	その他
<input type="button" value="選択解除"/>	
○居住地 <b>必須</b>	
あなたの居住地を、 <u>市町村名</u> でお答えください。	
（例：水戸市）	<input type="text" value="水戸市"/>
「いばらきネットモニター」に関するアンケート（例）	

不備（入力漏れ等）がある箇所が黄色く表示されます。もう一度入力内容をご確認ください。

⑤ (正しく入力完了後)

内容に修正がない場合は、「申込む」をクリックしてください。

※内容を修正したい場合は、「入力へ戻る」をクリックするとアンケート入力画面に戻り、修正することができます。

○年齢層	20歳~29歳
○職業	その他
○居住地	(例：水戸市) 水戸市

### 「いばらきネットモニター」に関するアンケート (例)

問1	1 よく知っている →問2へお進みください
問2	5 インターネット
問3	3 わからない
問4	4 わからない・どちらでもない →問7へお進みください
問5	
問6	
問7	5 茨城県ホームページ
問8	6 茨城県公式SNS (Twitter・Facebook) , 7
問9	

⑤ こちら (申込む) をクリック。

< 入力へ戻る      申込む >

⑥ 送信が正常に完了すると、以下のようなメッセージが表示されます。  
以上で終了です。

### 手続き申込

🔍 手続き選択をする    ✉️ メールアドレスの確認    📝 内容を入力する    📩 申し込みをする

#### 申込完了

「いばらきネットモニター」に関するアンケート (例) の手続きを受付いたしました。  
ありがとうございました。

< 一覧へ戻る

## II. アンケート結果の活用

アンケート結果は、県行政の施策等策定のための参考資料として積極的に活用いたします。

また、アンケート結果は、まとめ次第、県のホームページで公表いたします。

⇒ (<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kocho/netmonitor/kekka/index.html>)

### (2) 県政について理解を深める

県では、インターネット等を活用し、さまざまな方法（茨城県公式 SNS 等）で県政情報を発信しております。詳しくは茨城県ホームページをご覧ください。

⇒ (<https://www.pref.ibaraki.jp/koho/index.html>)

## 4 アンケートの回答に対する謝礼

回答実績に応じて謝礼品を贈呈いたしますので、より多くのアンケートへのご参加をお願いいたします（抽選になる場合があります）。

## 5 いばらきネット 모니터の禁止行為

モニターは、以下の行為又はそのおそれのある行為を行ってはならず、行った場合は直ちにモニターの登録を抹消されます。また、当該行為によって県若しくは第三者に損害が生じた場合、モニターは登録抹消後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがあります。

### 【禁止行為】

- ①法律、条例、その他の法令に違反する行為
- ②公序良俗に反する行為
- ③他のモニター、本県又は第三者の著作権を侵害する行為
- ④他のモニター、本県又は第三者を誹謗、中傷する行為
- ⑤他のモニター、本県又は第三者に不利益を与える行為
- ⑥選挙運動、若しくはこれに類似する行為
- ⑦本制度の運営を妨害する行為
- ⑧虚偽の登録又は調査回答を行うこと
- ⑨同一人物による重複登録、又はなりすまし登録を行うこと
- ⑩その他、本県が不相当と判断する行為

## 6 個人情報の取り扱い

個人情報の取扱は、以下のとおりですので、ご了承ください。

- ・当該個人情報は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年条例第1号）に基づいて、厳正に取り扱うこととします。
- ・当該個人情報は、報道・広聴課が管理します。
- ・当該個人情報は、アンケートの実施、及び当該制度や県の広聴事業の目的を達成するために行う統計、分析、資料作成、または県政情報や謝礼品等の提供の目的で使用します。

## 7 費用負担

モニターが職務で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、すべてご本人の負担となります。

## 8 よくあるお問い合わせ

Q 1 登録したメールアドレスを忘れてしまいました。どうすればいいですか？

A 1 登録したメールアドレスは、アンケート実施の案内メールが届くメールアドレスですので、アンケート実施の案内メールの宛先に記載されているメールアドレスをご確認ください。

Q 2 メールアドレスや職業等を変更しました。どうすればいいですか？

A 2 県報道・広聴課 広聴・相談担当 (kocho@pref.ibaraki.lg.jp) まで、変更した項目（氏名、職業、メールアドレス等）をメールでお伝えください。登録の変更を行います。

Q 3 モニターをやめたい場合、又はモニターの資格要件を満たさなくなった場合、どうすればいいですか？

A 3 以下の URL 又は QR コードから「登録解除申請フォーム」へお進みいただき、必要事項を入力の上、申請してください。

⇒ (<https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList%5fdetail.action?tempSeq=52736>)



### 【いばらきネットモニター制度に関するお問い合わせ先】

茨城県総務部知事公室報道・広聴課 広聴・相談担当  
( 所 在 ) 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6  
( 電 話 番 号 ) 029-301-2140 (直通)  
( F A X 番 号 ) 029-301-2169  
(E-mail アドレス) kocho@pref.ibaraki.lg.jp